

こ 監 第 171 号
令和4年 12 月 5 日

株式会社 ライフらび 代表者 様
【小規模保育事業(A型)】 東戸塚らびっと保育園 施設長 様

横浜市長 山中 竹春

令和4年度家庭的保育事業等の一般指導監査結果について (通知)

日頃から、家庭的保育事業等の運営につきまして、御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。
さて、児童福祉法第34条の17等に基づく監査を実施した結果、別紙の「指導監査結果」に記載のとおり改善を要する事項が認められましたので、改善を図ってください。

- 1 監査対象事業所 東戸塚らびっと保育園 (小規模保育事業(A型))
- 2 実施年月日 令和4年9月29日
- 3 指導監査結果 別紙のとおり

こども青少年局総務部監査課 大石、湯澤
電話 671-4193
FAX 663-6611
e-mail kd-kodomokansa@city.yokohama.jp
(2)

令和4年度 家庭的保育事業等指導監査結果

(施設名) 東戸塚らびっと保育園

改善又は是正を要する事項		根拠法令等
1	<p>□ 0、1歳児の睡眠中の呼吸確認について、一部の時間帯の記録がなく、全ての保育時間で呼吸確認を行っていることが確認できなかった。</p> <p>乳幼児突然死症候群等の事故防止の観点から、全ての保育時間において年齢に即した適切な時間間隔で一人ひとりの呼吸確認を行い、記録すること。</p>	<p>保育所保育指針第2章1、2、第3章3 保育施設における児童の安全対策等の徹底について</p>
2	<p>□ 給食の3歳未満児のビタミンCの給与量が、3か月平均で16mgであり、食事摂取基準の推定平均必要量（施設で提供する割合で換算）を下回っていた。</p> <p>給食の献立は、児童の健全な発育に必要な給与栄養量が確保されるよう是正すること。</p>	<p>家庭的等認可基準条例第15条 食事の提供援助及び指導</p>
3		
4		
5		
6		
7		